

については、重点的な取組をお願いしたい。

また、昨年12月に、厚生労働省を含む関係省庁間で決定された、「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」において、「子どもの施設の安全全国一斉総点検」を行うこととされ、本年3月中に、児童福祉施設等についても、施設内に設置される遊具について一斉点検を行うこととされていることから、従来よりこうした取組を実施している地域組織と十分に連携を図り、迅速かつ積極的な実施をお願いしたい。なお、本一斉総点検に際して、地域組織の全国団体である全国地域活動連絡協議会（みらい子育てネット）に協力依頼がなされているので、申し添える。

8. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成19年9月25日～10月31日にかけて、「次世代を担う子どもたちからの発信」をテーマに児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、4,252作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成20年度児童福祉週間の標語と決定した。

「つたわるよ めとめをあわせて はなしたら」
(与那嶺 暁さん 8歳 (沖縄県) の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところで

あり、地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心にまとめることとしている。なお、推薦に当たっては、貴管内市区町村の取り組みからも幅広く選んでいただきたい。

9. 子育て支援関連情報の適切な提供について

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、(財)こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラブ情報の内容を見ると、

- ・ 詳細データが入力されていない、
- ・ 情報が更新されていない、
- ・ 新設の放課後児童クラブの情報が入力されていない

などの状況が見受けられるところである。インターネットによる最新情報を提供する必要性は高いと考えており、特に本年4月からは、各放課後児童クラブがガイドラインに沿った運営を実施しているかについての項目も入力可能とする予定であるので、利用者に対する適切な情報提供ができるよう、定期的な情報の更新にご配慮願いたい。

また、児童館における様々な取組事例や母親クラブの活動事例などの紹介も掲載されているので、児童館運営等において参考にされたい。

10. 児童手当について

児童手当については、平成16年、平成18年及び平成19年とここ数年制度改正が行われたところであり、各都道府県及び市町村の多大なるご協力を賜り円滑に実施できたことを感謝いたしたい。

従来より、児童手当制度の周知を図っていただいているところであるが、最近、児童手当の申請について、受給対象者が知らなかったことなどからトラブルが発生している事象が見受けられるため、更なる周知の徹底をお願いしたい。

なお、周知用リーフレットについては、先般、必要な部数の調査をしたところであり、出来上がり次第送付するので活用をお願いしたい。

両事業の一本化に向けた議論

中間的な取りまとめ（抄）

平成19年11月16日
地方分権改革推進委員会

- 4 国民・住民本位の地方分権改革
(2) 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討
＜その他の主な事項＞

③ 子ども

〔放課後対策〕

放課後子どもプラン推進事業は、平成19年度に文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の国庫補助金交付要綱を一本化して創設された。しかしながら、文部科学省は主として小学生児童対象、最低実施日数の定めなしとなっている一方、厚生労働省事業はおおむね10歳未満児童対象、最低実施日数の定めありなど、両事業には所管省の違いに発した差異があることから、現場における円滑な事業実施に支障をきたし、地方自治体からは、「一本化」とはいえないとの意見が強い。

このため、国の所管省の縦割りによって現場に混乱が生ずることのないよう、両事業の統合も含めたさらなる一本化を早急に実施すべきである。

規制改革会議第2次答申（抄）

平成19年12月25日
規制改革会議決定

II 各重点分野における具体的な規制改革

1. 安心と豊かな実現

(2) 福祉、保育、介護分野

② 保育分野

ウ 様々な保育サービスの拡充

(エ) 「放課後子どもプラン」の見直し

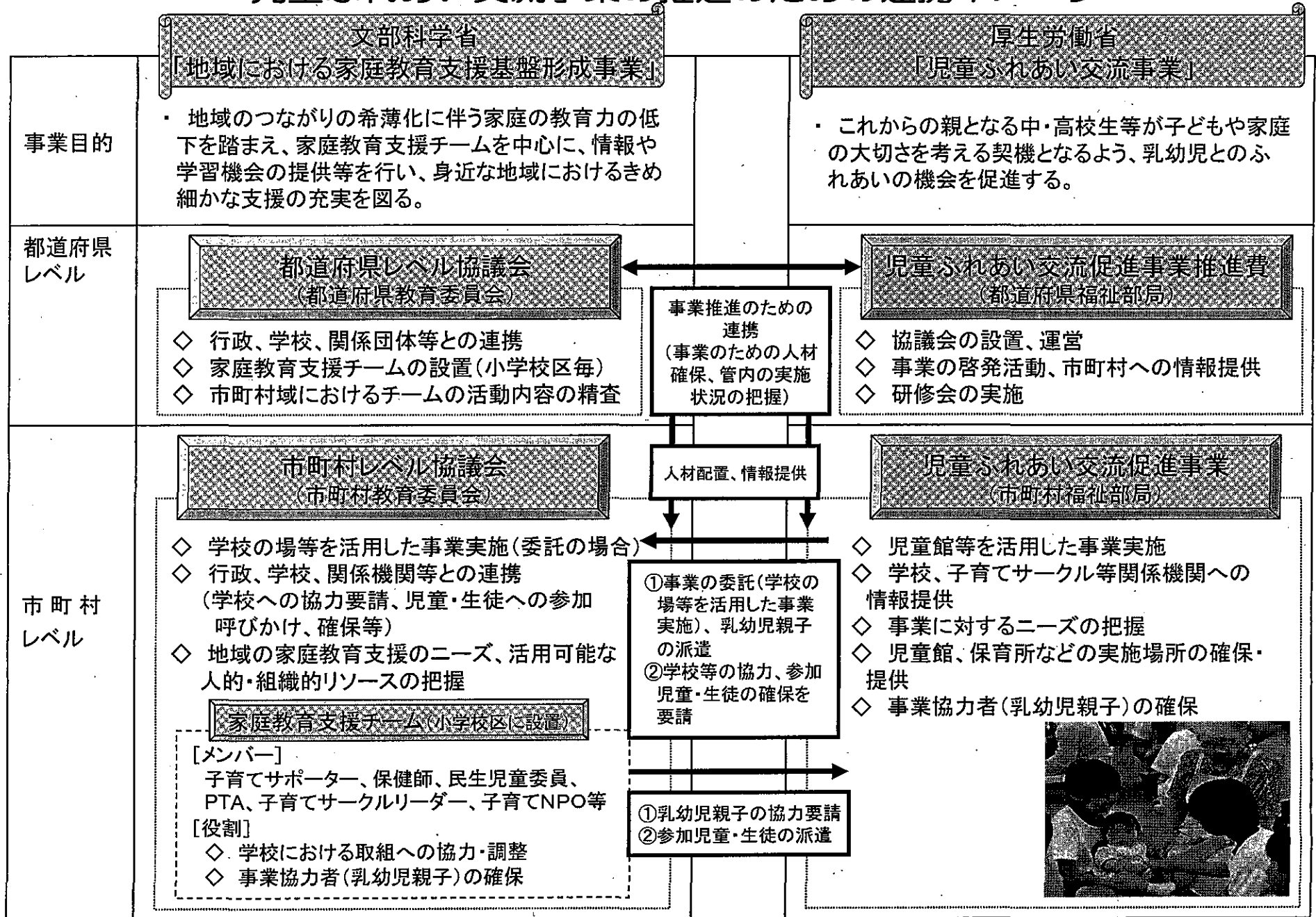
【問題意識】

平成19年度に開始された「放課後子どもプラン」は、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業とされているが、事業の実施主体である市町村からは、従来の両事業の対象児童の年齢や、保護者負担金、運営経費等の差異により、一体的運用がなされているはずの「放課後子どもプラン」に混乱が生じているとの意見もある。

【具体的施策】

「放課後子どもプラン」の開始から半年以上が経過したが、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業の調整役となるコーディネーターの配置が十分でないなど、プランによる効果はまだ発揮されていない。また、より効果的な事業の推進を計る観点から、早急に実施状況等の調査を行い、実態を把握した上で課題を解決し、2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行うべきである。調査の実施にあたっては、自治体や運営側からの視点だけでなく、保護者・子ども自身等の利用者の声がしっかり反映されるような手法を取るべきである。

児童ふれあい交流事業の推進のための連携イメージ



(注) ①:教育委員会を中心とした協議会に事業を委託する場合 ②:福祉部局が教育委員会を中心とした協議会と連携して事業を実施する場合

(保育課関係)

1 待機児童解消に向けた取組について

(1) 待機児童ゼロ作戦の推進について

待機児童解消のため待機児童ゼロ作戦を推進しており、平成19年4月の待機児童数は、4年連続で減少し、約1万8千人となり、改善傾向にあるものの、依然として都市部を中心に多くの待機児童が存在している。

このため、「ワーク・ライフ・バランス憲章」の行動指針において初めて労使が合意して具体的に示された残業削減等の数値目標の達成や育児休業制度の拡充などを図るほか、保育サービスの質と量の充実に向けた「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしており、各地方公共団体においては、それぞれの地域における保育ニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供体制の整備に努められたい。

特に、待機児童が50人以上で、児童福祉法に基づき保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている市区町村（特定市区町村）においては、保育所整備のほか、家庭的保育事業や定員の弾力化等の施策を積極的に活用し、こうした関連施策の活用を含め適切かつ具体的な計画を策定するなど、地域住民における保育ニーズに応えることができるよう積極的な取組をお願いしたい。

なお、平成20年度予算案において、民間保育所の施設整備を進めるため、次世代育成支援対策施設整備交付金として137億円を計上するとともに、平成19年度補正予算において、保育所を含む児童福祉施設の耐震化対策等に係る経費として51億円を社会福祉施設等施設整備費補助金に計上しているところであり、これらにより、保育所の創設や増築等の整備が図られるよう、対応することとしている。

(2) 児童福祉法に基づく保育計画について

児童福祉法に基づく保育計画の策定については、平成19年4月1日に新たに特定市区町村及び特定都道府県となった市区町村及び都道府県は、今年度中に保育計画を策定しなければならないこととされている。当該市区町村及び都道府県においては、現在、保育計画策定の最終段階であると考えているが、引き続き次の点にご留意をお願いする。

- ①特定市区町村においては、市区町村保育計画を定め、これを公表するとともに都道府県知事に提出すること。
- ②特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉

法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所入所待機児童数調査等の実施について

待機児童ゼロ作戦の進捗状況や認可外保育施設の状況を把握するため、毎年度「保育所入所待機児童数調査」及び「地方公共団体における単独保育施策の状況調査」並びに「認可外保育施設の現況調査」を依頼しているところであるが、待機児童解消への計画的な取組みを推進するための基礎データとしてその状況を継続的に把握することが必要であることから、平成20年度においても、各調査の提出に対して引き続きご協力をお願いしたい。

2 多様な保育サービスの推進について

一時保育や延長保育等の多様な保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成20年度予算案においても、「子ども・子育て応援プラン」に基づき計画的に実施すべき事業について重点化を図るとともに、以下のとおり事業内容の見直し（再編）や新規事業の実施に必要な予算を計上しているところであるので、積極的な取組みをお願いしたい。

あわせて、管内市町村及び保育所が地域における多様な保育需要に対する積極的な取組みができるよう、特段の御配慮をお願いする。

(1) 病児・病後児保育事業の再編について

病児・病後児保育（自園型）及び「病児・病後児保育事業」（旧：乳幼児健康支援一時預かり事業）については、一体的に事業内容を見直し、病児・病後児保育全体の底上げを図ることとし、補助金の事業として整理再編を行ったところである。

これまでの自園型については、体調不良児対応型と整理し、自園の体調不良児への緊急対応のほか、実施保育所における児童全体の健康管理や地域の子育て家庭等に対する相談支援業務を行うことで、保育所における看護師の役割の充実を図ったものである。

一方、これまでのオープン型についても、病児対応型及び病後児対応

型と整理し、これら施設を利用する児童が安心して過ごせる環境を整えるため、事業担当保育士の充実を図り、あわせて補助単価の引き上げを行うことで、内容の充実を図ったものである。

なお、本事業については、児童育成事業費補助金として実施することとしており、国・都道府県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ費用負担することとなるが、「地方交付税法等の一部を改正する法律案（平成20年度当初予算関連）」の成立を以て、これに伴う地方財政措置（都道府県分）についても、財政措置されることとなるので、特段の御配慮をいただきたい。

（2）家庭的保育事業について

家庭的保育者（保育ママ）に対する巡回指導や相談等の支援を行う専任職員（家庭的保育支援者）を新たに保育所の下に配置し、家庭的保育者に対する支援体制を充実させるとともに、損害賠償保険の加入に係る費用や家庭的保育者の処遇改善に要する費用等を算定し、補助単価を引き上げるために必要な経費を平成20年度予算案に計上しているところであり、各都道府県・指定都市・中核市においては、管内市町村や保育所等が積極的な取組を図ることができるよう、特段の配慮をお願いしたい。

また、昨年12月にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、家庭的保育の制度化について、平成20年度において実施すべき課題とされたことを受け、今通常国会に所要の法案を提出する準備を進めているところである。

（3）地域保育資源活用事業について

休日保育、時間外保育、病児・病後児保育に対応可能な地域の民間保育資源（事業所内保育施設）において、地域住民の児童を受け入れることで、保護者の多様な保育ニーズに対応するための地域保育資源活用事業を2カ年のモデル事業として実施することとした。

対象となる児童は、近隣に休日保育、夜間保育、病児・病後児保育を実施する保育所がない等の理由により、当該保育の利用が困難な地域住民の児童（休日・時間外保育にあっては保育に欠ける子）とし、通常事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）についても、市町村における入所基準を満たしている場合には本事業の対象となる。

ただし、（財）21世紀職業財団の両立支援レベルアップ助成金（事業所内託児施設設置・運営コース）の運営費を受給している間は、この限りでないので、ご留意願いたい。

3 認定こども園の実施状況等について

平成18年10月1日に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が施行され、認定こども園制度が開始されたところである。

認定状況については、別紙のとおり平成19年8月1日現在で10.5件の認定があり、今後約2,000件の申請が見込まれているところである。

各都道府県におかれては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月18日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号。以下「法施行課長通知」という。）においてお願いしているとおり、利用者や事業者（施設）等の視点に立ち、認定こども園に関する窓口の一元化等、関係機関相互の密接な連携協力を図るなど、認定こども園の設置促進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

特に、「社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取り扱いについて」（平成19年4月6日雇児保発第0406002号）、「認定こども園の税制上の取扱いに関する留意事項について」（平成19年4月20日19初幼教第5号・雇児保発第0420001号）を発出しているところであり、市区町村及び事業者等の制度に関する認識を深めるため、情報提供や普及啓発について、格別の配慮をお願いしたい。

また、地方分権改革推進委員会及び規制改革会議において、現場の実情を踏まえた運用改善に取り組むべきとされており、実態把握のため、年度内に調査の実施を予定しているため、その際はご協力をお願いしたい。

なお、国においても、厚生労働省と文部科学省が連携して幼保連携推進室を設置し、認定こども園に関する照会への一元的な対応やホームページを通じた情報提供等を行っているところである。ホームページについては、今後、全国の認定こども園に関する情報や関係法令、通知等を随時掲載していきたいと考えているので、各都道府県におかれては、認定予定状況をはじめ、関連する情報を幅広く提供していただきたい。（別冊資料1）

（参考）

- 幼保連携推進室ホームページ <http://www.youho.org/index.html>
- 幼保連携推進室メールアドレス info@youho.org